

水質汚濁防止法等届出の手引き

令和8年3月

宮 崎 県

目 次

1	水質汚濁防止法等	2
2	届出の種類	5
3	届出の方法	8
	(1) 届出書類	8
	(2) 作成部数	9
	(3) 提出先	10
4	届出後の注意	11
	(1) 着工の制限期間	11
	(2) 計画変更命令	11
	(3) 届出の義務	11
	(4) 排水基準の順守	11
	(5) 地下浸透の制限	11
	(6) 測定義務等	11
	(7) 汚水処理施設の維持管理	11
	(8) 構造基準等の順守	11
	(9) 事故時の措置	11
5	排水基準等	13
	(1) 一律排水基準	14
	(2) 上乗せ排水基準	14
	(3) 条例の排水基準	14
	(4) 窒素及び磷に係る排水基準	14
	(5) 磷に係る排水基準	14
	(6) その他（排水基準適用フローについて）	14
6	排出水の測定義務等	23
	(1) 対象事業者	24
	(2) 対象項目	24
	(3) 測定頻度	24
	(4) 測定の時期	24
	(5) 測定結果の記録及び保存	24
7	構造基準等	27
	(1) 構造基準	28
	(2) 使用の方法に関する基準	28
	(3) 定期点検・記録の義務	28
8	罰 則	30
9	記 載 例	33
	(1) 旅 館	35
	(2) 自動式車両洗浄施設	53

(3) 養豚場	63
(4) 有害物質使用特定施設（法第5条第1項）	73
(5) 有害物質使用特定施設（法第5条第3項）	78
(6) 有害物質貯蔵指定施設	84
(7) 構造等の変更	90
(8) 公共下水道への接続	95
(9) 期間短縮願	97
10 参 考 資 料	99
(1) 水質汚濁防止法に定める特定施設	100
(2) みやぎ県民の住みよい環境の保全等に関する条例に定める汚水等排出施設	111
(3) 届 出 様 式	112
(4) 排水量の算定方法	162
(5) 汚水処理方法	163
(6) 県内の分析機関	164
(7) 届出書提出先及び問い合わせ先一覧	165